

一般財団法人農村金融研究会定款

設立登記日 平成24年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人農村金融研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 研究会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 研究会は、農山漁村に関する諸般の調査研究事業を行い、農林水産業の発展とその進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農山漁村における金融関係諸問題に関する調査資料その他の情報の収集及び分析並びにその結果の提供
- (2) 農山漁村における金融関係諸問題に関する実態調査
- (3) 農山漁村における金融関係諸問題に関する研究会、講演会、講習会等の開催
- (4) 農林水産業の発展に寄与する調査研究
- (5) その他研究会の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において実施する。

第3章 会計

(事業年度)

第5条 研究会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 研究会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告書及び決算)

第7条 研究会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告については5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款についても備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第8条 研究会は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 研究会に、評議員5人以上8人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

- 3 評議員会の招集は、評議員会開催の日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

- 第17条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合は、当該事項について説明をしなければならない。

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 5 前各項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事録については、次の各号のほかに、法令に定めるところにより作成する。

- (1) 開催された日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (4) 出席した評議員、理事、監事の氏名

(5) 評議員会の議長の氏名

(6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

2 議事録署名人は、議長のほか評議員2名とし、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 研究会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上8人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

3 理事のうち1人を理事長とし、代表理事以外の理事のうち、1人を専務理事とする。

4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、研究会を代表し、その職務を執行する。

3 業務執行理事は、常勤し、代表理事を補佐し、事務局を統轄して会務を処理する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、研究会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された理事、及び補欠として選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は役職を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又これに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(顧問)

第27条 研究会に、任意機関として顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから代表理事が委嘱する。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

4 顧問の選任及び解任は、理事会において決定する。

5 顧問の報酬は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 研究会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会の招集は、代表理事が招集する。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

2 前項の招集権者に対し、他の理事は招集を請求することができる。

3 理事会の招集は、理事会の日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合について、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監事が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事録については、次の各号のほかに、法令に定めるところにより作成し、主たる事務所に備え付けておかななければならない。

- (1) 開催された日時及び場所
 - (2) 議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 決議する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (4) 出席した理事、監事の氏名
 - (5) 理事会の議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 前項の議事録に記名押印するものは、出席した代表理事及び監事とする。

第8章 事務局等

(事務局)

第34条 研究会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長等重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条（目的）及び第4条（事業）及び第10条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(解散)

第36条 研究会は、当会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 研究会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 研究会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(細則)

第39条 この定款に定めるもののほか、研究会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律121条第1項において読み替え準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律121条第1項において読み替え準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記日を事業年度の開始日とする。
- 3 研究会の最初の代表理事は岡山信夫とする。
- 4 研究会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

生源寺 眞一

両角 和夫

茂野 隆一

吉迫 利英

中島 隆男

羽村 康弘

鈴木 利徳